

6東京漁調第134号
令和7年2月17日

一般社団法人全日本釣り団体協議会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文
(公印省略)

東京海区漁業調整委員会指示について (通知)

このことについて、漁業法第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示しましたので、ご了知のうえ貴所属組合員への指導方よろしくをお願いします。

記

東京漁調指示 第2号 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止

※「東京都公報」写し(抜粋)参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5320-4852(直通)

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

告示 (海区漁獲)

○東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止……………三

公告

○土地収用法による収用の裁決手続開始(四件)……………(東京都収用委員会)…四

告示

●東京都告示第百八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月十七日

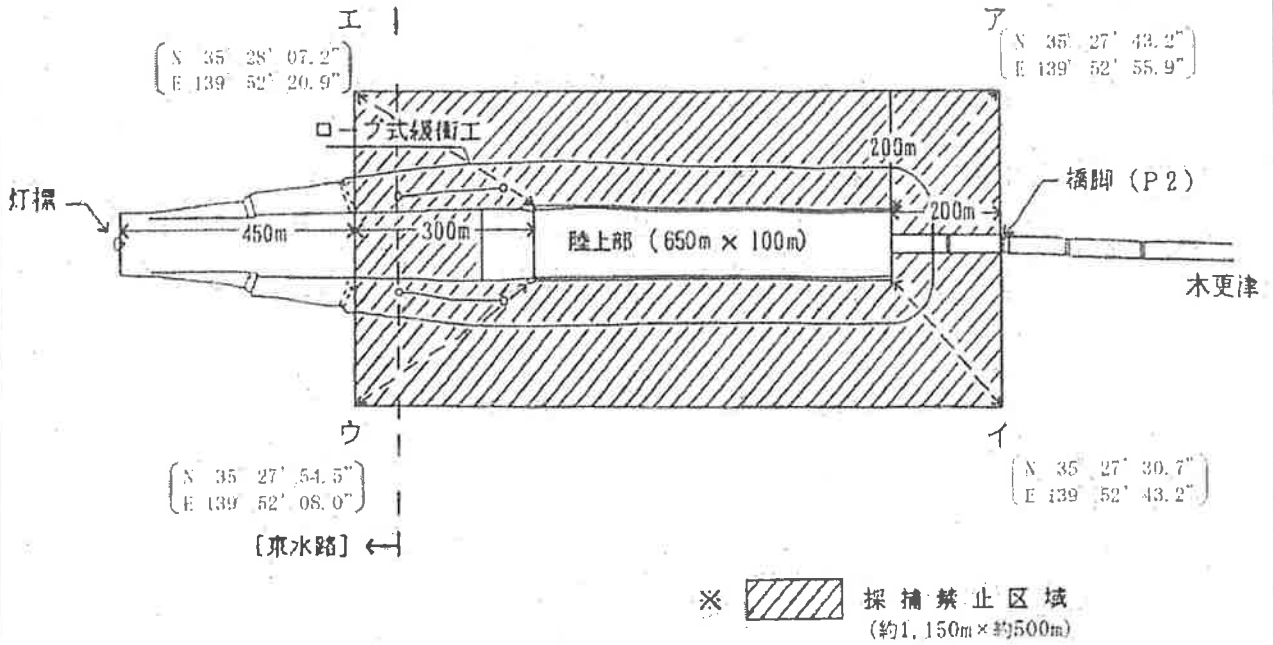
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区南品川四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

(採捕禁止区域図)



公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和7年2月17日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

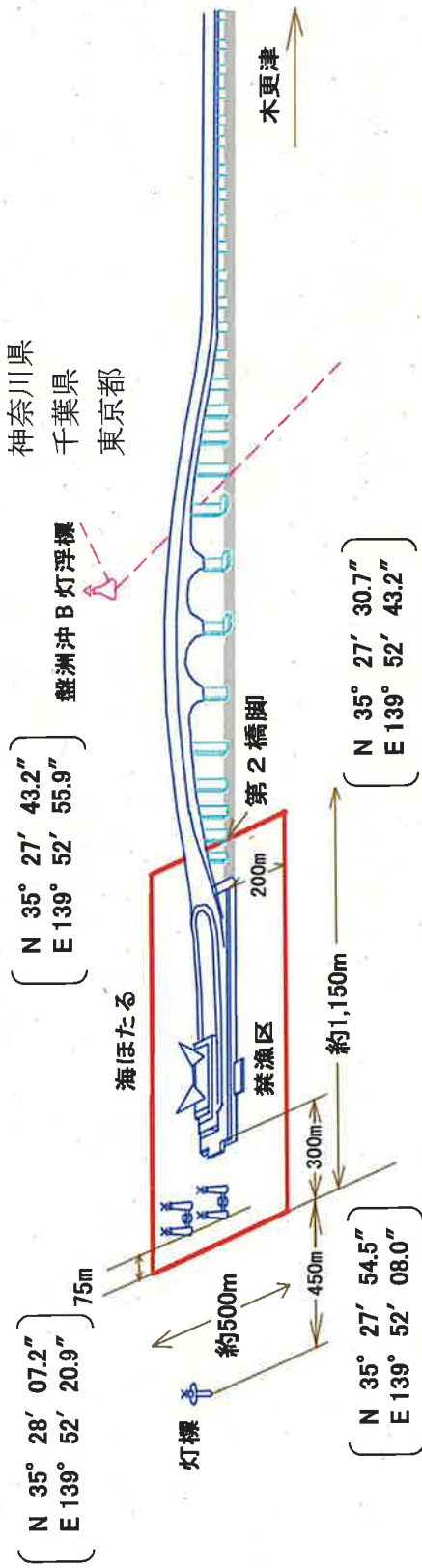
- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第143号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏
 名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和7年2月6日

別記のとおり

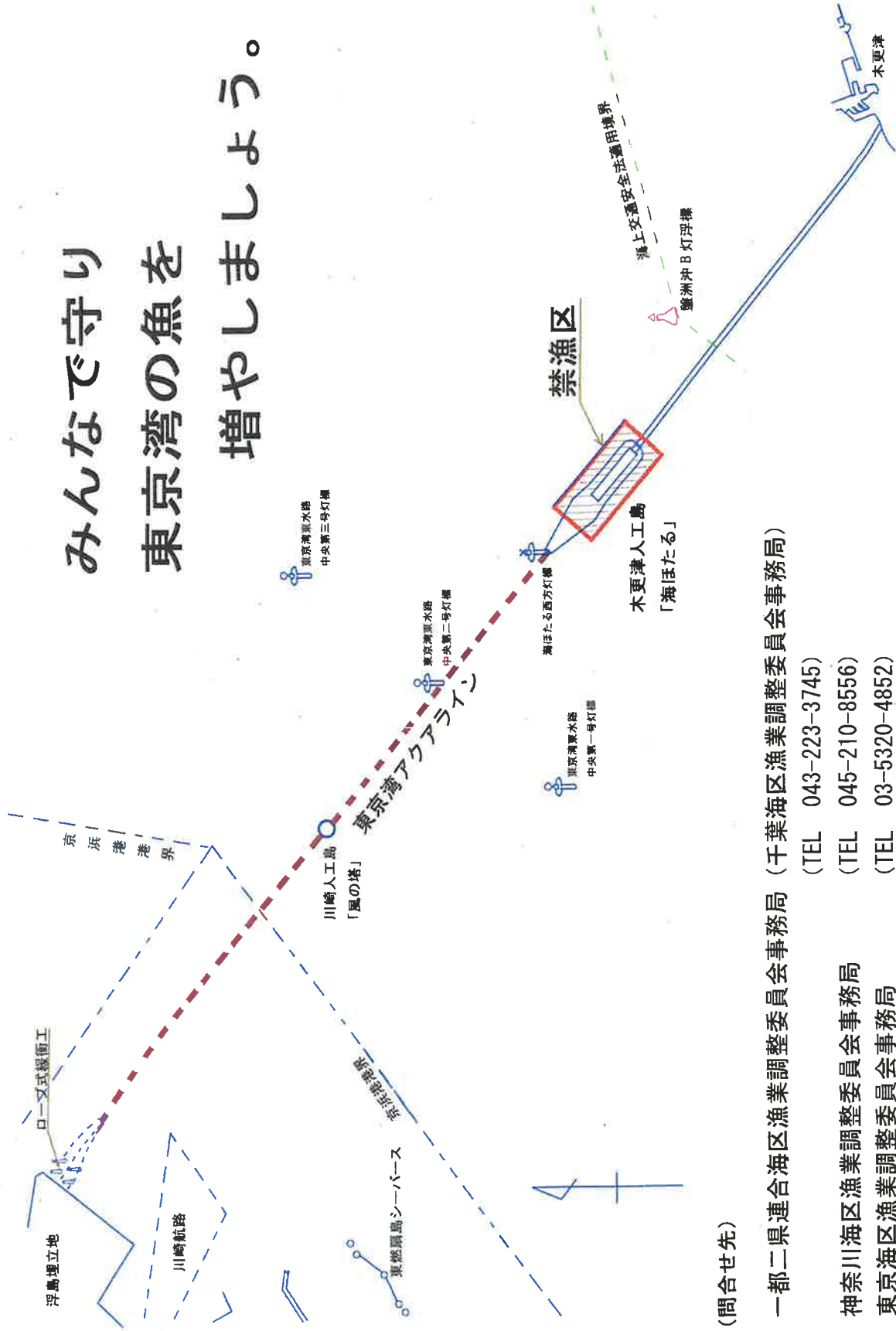
木更津人工島「海ほたる」周辺海域は禁漁区となっています

木更津人工島「海ほたる」の周囲は穏やかな斜面となっているため、魚類の産卵や稚魚の成育に適しています。そこで、水産動植物の繁殖保護を図るため、木更津人工島「海ほたる」の周辺海域を禁漁区としました。ここでは、漁業・遊漁とも、すべての水産動植物の採捕が禁止です。また、この禁漁区への遊漁の案内（船舶により乗客を案内して水産動植物を採捕させること）も禁止です。

令和7年3月1日
一都二県連合海区漁業調整委員会



みんなで守り 東京湾の魚を 増やしましょう。



(問合せ先)

一都二県連合海区漁業調整委員会事務局 (千葉海区漁業調整委員会事務局)

(TEL 043-223-3745)

神奈川県漁業調整委員会事務局

(TEL 045-210-8556)

東京海区漁業調整委員会事務局

(TEL 03-5320-4852)

※この禁漁区は、二都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号により設定されたものです。